

平成十八年三月七日提出  
質問第一三一号

外務省在外職員健康管理休暇に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省在外職員の健康管理休暇に関する質問主意書

一 平成十五、十六年度（もしくは暦年で平成十五、十六年）にソロモンを観光目的で訪れた日本人は何名か。

二 平成十五、十六年度（もしくは暦年で平成十五、十六年）にフィジーを観光目的で訪れた日本人は何名か。

三 平成十五、十六年度（もしくは暦年で平成十五、十六年）にミクロネシアを観光目的で訪れた日本人は何名か。

四 平成十七年十一月四日付答弁書（内閣衆質一六三第四九号）において、政府は、「健康管理休暇制度は、自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しい勤務地に勤務する在外研修員を除く在外職員及びその在外職員と同居している扶養親族が、健康診断を受診する等の目的で、その在外職員の年次有給休暇の範囲内で近隣先進国等に赴くことを認める制度である。」と答弁しているが、在ソロモン大使館、在フィジー大使館、在ミクロネシア大使館が健康管理休暇を取得できる在外公館に指定されている理由につき、それぞれの在外公館ごとに具体的根拠を示されたい。

右質問する。